

罰 則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 50万円以下の罰金

次の①及び②に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

- ① 正当な理由がないのに、上記(2)改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法78①一）
- ② 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等（法79①）

ロ 20万円以下の過料

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき（法80一）
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備置きの規定（法14）に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80二）
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出（法23①）、定款変更の届出（法25⑥）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- ④ 事業報告書等（P153参照）、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備置きの規定（法28①②）に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出（法25⑦）、事業報告書等の提出（法29）の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定（法31の3②、法31の12①）の規定に違反して、破産手続き開始の申立てをしなかったとき（法80六）
- ⑦ NPO法人が貸借対照表の公告（法28の2）の規定に違反して若しくは清算人が法人の債権者に対する債権申出の催告等（法31の10①）及び破産手続き開始の申立てに関する公告（法31の12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法80七）
- ⑧ NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備置きの規定（法35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80八）
- ⑨ NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定（法35②、36②）に違反したとき（法80九）
- ⑩ 上記(1)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）

ハ 10万円以下の過料

NPO法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10万円以下の過料に処せられます（法81）。